

平成 31（2019）年度
大阪市ボランティア活動振興基金
「区の実情に応じた助成事業」
助 成 要 領



《事業実施期間》

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日（月）～ 翌年（2020 年）3 月 31 日（火）

《申請受付期間》

平成 31 年 3 月 1 日（金）～ 4 月 12 日（金）17：00

《申請窓口・お問合せ先》

大阪市ボランティア・市民活動センター（電話番号：06-6765-4041）

平成 31 (2019) 年度 大阪市ボランティア活動振興基金
「区の実情に応じた助成事業」 募集要項

| | |
|----------------------------|------|
| ◆ はじめに | p 1 |
| ◆ 平成 31 (2019) 年度スケジュール | p 1 |
| ◆ 助成対象事業 | p 1 |
| ◆ 助成対象経費 | p 2 |
| ◆ 申請手続き | p 3 |
| ◆ 審査・交付（不交付）決定通知等 | p 4 |
| ◆ 交付後の手続き | p 5 |
| ◆ 事業終了後の手続き | p 5 |
| ◆ 各区 募集事業 | |
| 北区・福島区 | p 6 |
| 此花区・中央区 | p 7 |
| 西区・港区 | p 8 |
| 大正区・天王寺区 | p 9 |
| 浪速区・西淀川区 | p 10 |
| 淀川区・東淀川区・東成区 | p 11 |
| 生野区・旭区・城東区 | p 12 |
| 鶴見区・阿倍野区 | p 13 |
| 住之江区・住吉区 | p 14 |
| 東住吉区・平野区 | p 15 |
| 西成区 | p 16 |
| ◆ よくあるお問い合わせ | p 17 |
| ◆ 交付申請書等様式 | p 20 |
| ◆ 大阪市ボランティア活動振興基金助成金交付実施規程 | p 27 |
| ◆ 申請書の提出先・お問合せ先 | p 30 |

はじめに

わたしたちのまち大阪を「人間性豊かな福祉社会」にしていくためには、公的な福祉サービスの充実とあわせて、広く市民の皆さんにボランティアの輪を広げていただくことが大切です。

公的サービスとボランティア活動との協働によって、より大きな福祉効果をあげることができます。ボランティアの自主性を尊重しつつ、その活動を支援するため「大阪市ボランティア活動振興基金」を設置しています。

この基金を活用し、「区の実情に応じた助成事業」として、各区・地域のニーズに応じた地域福祉の向上・増進・推進に寄与する福祉ボランティアの取り組みを支援しています。

平成 31（2019）年度 スケジュール

| | |
|-----------------------|--|
| 1 申請受付 | 2019年3月1日(金) から 4月12日(金) 17:00まで 提出先：大阪市ボランティア・市民活動センター（郵送不可） |
| 2 審査 | 6月上旬頃 大阪市ボランティア活動振興基金運営委員会での審査 |
| 3 助成金の交付（不交付） 決定通知 | 6月中旬頃 |
| 4 交付式 | 7月上旬頃 |
| 5 助成金の交付 | 7月中旬頃 |
| 6 事業完了報告 | 2020年4月頃 |

*スケジュールは、変更する場合があります。

助成対象事業

| | |
|---------|------------------------------------|
| 助成事業 | P6～P16「各区 募集事業」をご参照ください |
| 対象団体 | 区内で地域福祉の推進を目的とした活動を行う非営利の市民活動団体 |
| 助成内容 | 区・地域の福祉課題に取り組む活動経費（詳細は、P2「助成対象経費」） |
| 事業実施期間 | 2019年4月1日（月）から 2020年3月31日（火）まで |
| 助成金額/件数 | P6～P16「各区 募集事業」をご参照ください |
| 自己負担金 | 自主財源は、助成金額の10%以上が必要です |
| 特記事項 | 「区の実情に応じた助成事業」による助成は連続3年に限ります |

■ 対象外となる団体・事業

- ・区内の活動実績がないもの、区内で活動を実施しないもの
- ・営利を目的とするもの
- ・宗教活動や政治を目的とするものやその管理下にあるもの
- ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
- ・団体運営や当該事業に対して、地方公共団体の助成金、その他の公的助成（区社協の善意銀行など）を受けているもの
- ・会員の親睦や研修、スキルアップ、生涯学習（趣味や学習などのサークル活動）、自助的な活動

助 成 対 象 経 費

助成事業の実施に直接必要な経費（事業実施期間中に経費支出が完了するものに限りです。）

| 科 目 | 対 象 経 費 | 対 象 外 経 費 |
|---------|--|---|
| 消耗品費 | 10万円未満の物品購入費 *事業の実施に必要な事務用品、工具、書籍等 *飲食を伴う事業（子ども食堂等）に係る食材 | *団体の運営、維持管理に係る物品 （コピー用紙、プリンターインク等） *会議等での飲食費（お茶、お菓子等） |
| 備品費 | 10万円以上の物品購入費 *事業の実施に必要な備品等 | *団体の運営、維持管理に係る物品 （パソコン、プリンター等） |
| 印刷製本費 | チラシ等の印刷費、資料作成費、コピー代等 *事業の実施に必要な経費に限りです | *機関紙等の定期刊行物の発行に要する経費 |
| 通信運搬費 | 切手代、宅配便等の送料等 | *団体の運営、維持管理に係る経費 （電話、インターネット回線使用料、プロバイダ料等） |
| 交通費 | 助成事業を手伝う外部のボランティアへの実費交通費、運搬用ガソリン代等 | *団体職員(会員)の交通費等 |
| 広告宣伝費 | WEBページ作成（業者委託費を含む）、案内看板等 *事業の実施に必要な経費に限りです | *団体の運営、維持管理に係る経費 （WEBサイトの管理運営費等） |
| 諸謝金 | 講師謝金（交通費を含む）、アドバイザー料等 *講師を外部から招聘する場合に限りです | *団体職員(会員)への謝金 *物品（金券を含む）や菓子折り等 |
| 賃借料 | 会場使用料（附帯設備費を含む）、レンタル料等 | *団体の運営、維持管理に係る経費 （団体事務所の家賃・駐車場代等） |
| 損害保険料 | ボランティア活動保険、ボランティア・市民活動行事保険等 | *団体職員(会員)の日常活動に係る保険等 |
| 改修費 | 居場所（公的施設は除く）の整備経費 | |
| システム構築費 | システム等の構築経費（業者委託費を含む） | |
| 雑費 | 上記以外の諸経費（振込手数料等） | *団体の運営、維持管理に係る経費 |

*団体の運営に要する経費（人件費、光熱水費、備品等）は、助成対象外経費です。

申 請 手 続 き

- 1) 交付申請書等の様式は、下記の大阪市ボランティア・市民活動センター ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.osakacity-vnet.or.jp/kikin/index.html>

大阪市ボラ基金

検索

大阪市ボランティア・市民活動センターでは、ホームページのリニューアルを予定しています。
上記のURLにアクセスできない場合は、検索エンジンで「大阪市ボラ基金」と検索のうえ、
対象ページを表示してください。

- 2) 交付申請書類（一式）は、区役所募集担当課にて事前に確認を受けてください。
なお、区役所募集担当課で確認を受ける際は、電話により募集担当課と日程調整を行ったうえで区役所へ来所してください。
また、交付申請書類の確認に時間を要する場合がありますので、余裕をもった日程で手続きを行ってください。

■ 交付申請書類

| 様式等 | 様 式 名 | 備 考 |
|---------|---------------------------------|--|
| 第 1 号様式 | 助成金交付申請書 | 団体の印鑑または代表者（個人）の印鑑を押印 浸透印（シャチハタ）は不可 |
| 別紙 1-1 | 事業計画書（Ⅰ） 団体概要 | 団体の概要について記載 |
| 別紙 1-2 | 事業計画書（Ⅱ） 事業計画書 | 申請事業にかかる事業計画について記載 |
| 別紙 1-3 | 事業計画書（Ⅲ） 実施スケジュール | 申請事業にかかるスケジュールについて記載 |
| 別紙 2-1 | 平成 31（2019）年度 収支予算書（申請事業） | 申請事業にかかる予算について記載 |
| 別紙 2-2 | 平成 31（2019）年度 収支予算書（団体総予算） | 団体の総予算について記載 同内容の記載がある既存書類の提出でも可 |
| 添付書類 | 任意団体：代表者の住民票（写） 法人団体：法人登記簿謄本 | 原本で、発行から 3 か月以内のもの 住民票（写）は「個人番号」の記載のないもの |
| | 規約または会則、定款等 | 法人団体は、「定款」を提出 |
| | 役員名簿 | 役職の記入があるもの |
| | 平成 30（2018）年度 決算書 | 様式自由 決算・事業が完了していない場合は、申請時点での |
| | 平成 30（2018）年度 事業報告書 | 事業実績（見込み）を提出し、完了後、速やかに各 書類を提出 |
| | 活動内容がわかる資料 | ホームページ、機関紙やチラシ等の発行物等 |
| | 見積書 | 次に該当する場合は、2 社以上の見積書が必要 ① 1 社に支払う金額が 20 万円以上となる場合 ② 改修を伴う申請の場合（金額に制限なし） |

3) 交付申請については、下記の「提出書類等」を**大阪市ボランティア・市民活動センターの窓口へ持参により提出（郵送不可）**してください。

また、提出時に担当者による詳細な確認を行いますので、申請内容を熟知している方が来所してください。

なお、交付申請書類に不備・不足があった場合、申請の受理は行いません。

■ 提出書類等

① 交付申請書類（一式）

区役所募集担当課で確認を受けたもの（1部・原本）

② CD-ROM

区役所募集担当課で確認を受けた交付申請書類（第1号様式、別紙1-1、1-2、1-3、2-1、2-2）をExcel形式 または Word形式（PDF形式は不可）で格納したもの

但し、「② CD-ROM」については、交付申請書類（第1号様式、別紙1-1、1-2、1-3、2-1、2-2）をメールにて大阪市ボランティア・市民活動センター（E-mail:ocvac@osaka-sishakyo.jp）宛てに送付した場合は、提出を省略できます。

■ 申請先・申請受付期間

申請先：大阪市ボランティア・市民活動センター（詳細は、P30をご参照ください。）

申請受付期間：平成31年（2019年）3月1日（金）から 4月12日（金）17:00まで

*申請受付期間の最終日は、17:00までの申請受付となりますので、ご注意ください。

審査・交付（不交付）決定通知等

学識経験者等で構成する「大阪市ボランティア活動振興基金運営委員会」において、申請内容の審査を行い、助成の可否、助成金額（上限額の範囲内）を決定します。

1) 審査

適正な交付申請書類の提出を受けた後、助成対象となる事業であるか、助成内容（事業内容・経費等）に合致するか等について審査します。

また、審査過程において、追加資料の提出を求め、事業内容等について質問や確認等を行う場合があります。

なお、審査の結果、助成されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

■ 審査基準

- ① 地域福祉の視点 ② 地域との連携、住民や当事者による参画・協働
- ③ 実現性・継続性・発展性 ④ 用途の妥当性 ⑤ その他

2) 助成金の交付（不交付）の決定通知等

「大阪市ボランティア活動振興基金運営委員会」の審査に基づき、助成金の交付（不交付）決定を各申請団体へ書面にて通知します。

■ 助成の条件

- ① 本助成要領及び「大阪市ボランティア活動振興基金助成金交付実施規程」を遵守すること。
- ② 交付団体の内容（団体名・事業内容等）を、大阪市ボランティア・市民活動センターのホームページにて公開します。なお、不正行為等により交付決定が取り消された場合も、その内容（団体名等の団体や事業に関する内容・不正の内容・助成金の返還額や返還状況等）を公開します。
- ③ 交付式（7月開催予定）に参加していただきます。
- ④ 事業の実施に伴って作成した印刷物や物品等（事業終了時の提出書類等になります。）には、大阪市ボランティア活動振興基金からの助成金を受けていることを明示してください。
例）事業にかかるチラシ等の印刷物、冊子等に下記の文言（例文）を記載します。
『この事業は、平成31(2019)年度大阪市ボランティア活動振興基金による助成を受けて実施しています』
- ⑤ 事業中や事業終了後に実施する助成事業に関する見学、ヒアリング、アンケート等や、ボランティア活動振興基金の説明会や交付式の事業報告に協力していただきます。

■ 助成金の請求手続き

交付が決定された団体には、「交付決定通知書」に同封する「交付請求書」等に必要事項を記入・押印（交付申請書と同一の印鑑）し、指定期限内に提出してください。
なお、助成金の振込みについては、団体名義の口座が必要となります。

交 付 後 の 手 続 き

■ 団体の代表者、所在地、電話番号等の変更

変更届により手続きを行ってください。

■ 事業内容の変更や事業の中止

やむを得ない事情により、変更・中止を行う場合は、事前にその旨の申し出を行い、承認を得る必要があります。

承認を受けずに変更等をした場合、正当な理由なく変更等をした場合は、助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。

事 業 終 了 後 の 手 続 き

■ 事業完了報告

助成事業終了後、「事業完了報告書」に必要書類等（領収書・事業による作成物（チラシ）等）、アンケート用紙を添えて、指定期限内に提出してください。

事業完了報告書等の確認を行い、助成対象経費が助成額を下回った、必要書類等の添付がなく助成対象経費の支払いや事業の実施状況が確認できない等の場合には、助成金を返還していただきます。

また、申請や報告内容に虚偽がある、報告書の提出がない等、不適切と判断した場合は、助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。

事業完了報告に関して、詳しくは、2020年1月頃に「ご案内」を送付します。

各 区 募 集 事 業

1 北区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|--------------------------------|---|
| 1 | 子育てサロン事業 | ■助成金額 5 万円 (1 件あたりの上限額) | 福 祉 課 (一般福祉・子育て支援担当) 電話番号 (06) 6313 - 9857 |
| | 地域に根ざした子育てサロンや親同士が集まって自主的に活動しているサロン等、活動を発掘し地域での支え合いを広げる活動に助成を行う。 | ■募集件数 5 件 | |
| 2 | 子どもから高齢者までみんな集まれ!! 地域交流支援事業 | ■助成金額 16 万円 (1 件あたりの上限額) | 福 祉 課 (一般福祉・子育て支援担当) 電話番号 (06) 6313 - 9857 |
| | 子ども、障がい児(者)、高齢者等、地域の多様な方々の交流の場や地域の支え合いを広げる「地域共生社会」に向けた活動に助成を行う。 | ■募集件数 6 件 | |

2 福島区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|--------------------------------|---|
| 1 | 子ども食堂事業（新規開設） | ■助成金額 25 万円 (1 件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6464 - 9857 |
| | 共働き家庭等の事情により一人で過ごす子どもたちの孤食を防ぐため、食事や居場所の提供を行う「子ども食堂」を新規に開設する経費の助成を行う。 | ■募集件数 2 件 | |
| 2 | 地域での居場所づくり立ち上げ推進事業 | ■助成金額 20 万円 (1 件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6464 - 9857 |
| | 子ども、障がい者、高齢者等の居場所づくりの立ち上げに向けた講座や勉強会・視察等に助成を行う。 | ■募集件数 1 件 | |
| 3 | 発達障がい児の社会性を育てるための学習会等 | ■助成金額 30 万円 (1 件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6464 - 9857 |
| | 発達障がい児の社会性（コミュニケーション力や感情理解）を育てるために、まわりの保護者や発達障がい児の支援者がその支援方法を学ぶ学習会等に助成を行う。 | ■募集件数 1 件 | |
| 4 | 多世代の交流・つながりを推進する事業 | ■助成金額 25 万円 (1 件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6464 - 9857 |
| | 子育て世帯や高齢者等、多世代が集う交流の場づくりや交流会を実施し、地域でのつながりを深める活動に助成を行う。 | ■募集件数 1 件 | |

3 此花区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|------------------------------|---|
| 1 | 子どもの居場所づくり等活動事業（子ども食堂等） | ■助成金額 45万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6466 - 9857 |
| | 子どもの貧困対策に関連して、孤立や困窮を抱える子どもを念頭において、食事・遊び・学び等を提供する子どもの居場所づくりや交流会等を行う活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 2 | このはな福祉ラウンドテーブル（井戸端会議）事業 | ■助成金額 15万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6466 - 9857 |
| | 福祉の問題や課題への「気づき」を促し、お互いが共感しあえる体験等を通じて、問題や課題をなんとかしなければという「やる気」を引き出すことをめざして、住民が集い・学びあえるような参加の場づくりや、様々な取組みを行う活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |

4 中央区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|------------------------------|---|
| 1 | 子育てサークルへの支援事業 | ■助成金額 10万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (保健福祉グループ) 電話番号 (06) 6267 - 9857 |
| | 地域の子どもたちや親同士が集まって自主的に活動するサークル等に対して、誰もが参加しやすい交流会等の企画・運営等、地域での支え合いの輪を広げる活動に助成を行う。 | ■募集件数 2件 | |
| 2 | 子どもの居場所づくり事業（子ども食堂等） | ■助成金額 20万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (保健福祉グループ) 電話番号 (06) 6267 - 9857 |
| | 子どもの貧困対策に関連して、孤立や困窮を抱える子どもを中心に、食事・遊び・学び等を提供する子どもの居場所づくりに関する活動に助成を行う。 | ■募集件数 4件 | |
| 3 | 医療的ケアの必要な子ども等、支援を要する子どもたちとその家族の交流・啓発活動への支援事業 | ■助成金額 25万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (保健福祉グループ) 電話番号 (06) 6267 - 9857 |
| | 医療的ケアの必要な子どもをはじめ、障がいや難病を抱え、支援を要する子どもたちとその家族同士の交流会や障がい等に関する理解を深めるための啓発活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |

5 西区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|------------------------------|--|
| 1 | 高齢者を中心とした居場所・交流の場づくり | ■助成金額 20万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6532 - 9857 |
| | 高齢者の居場所づくりのため、月1回程度のサロンの運営や、講座を企画する等、交流の場づくりを行う活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 2 | 子ども・保護者の居場所づくり事業 | ■助成金額 30万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (子育て支援担当) 電話番号 (06) 6532 - 9952 |
| | 子どもや青少年、保護者の方が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるための居場所づくりを行う活動に助成を行う。 | ■募集件数 2件 | |

6 港区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|------------------------------|---|
| 1 | 居場所づくりを目的とした地域での活動 | ■助成金額 10万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 6576 - 9857 |
| | 高齢者等を対象として、いきいき百歳体操・ラジオ体操等の介護予防、健康づくりを目的とした活動、または、子どもたちが気軽に集い、交流できる居場所づくり活動や、高齢者や障がい者、子育て中の親、子ども等、様々な地域住民が気軽に交流できる居場所づくり活動に助成を行う。 | ■募集件数 6件 | |
| 2 | 多様性を尊重し合う共生社会づくり | ■助成金額 10万円 (1件あたりの上限額) | 協働まちづくり推進課 (教育・人権啓発担当) 電話番号 (06) 6576 - 9940 |
| | 地域の教育・人権課題についての啓発及び当事者と支援者・アライ(協働パートナー)との交流や当事者のエンパワメントの場を提供する活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 3 | 不登校児童(生徒)等支援 | ■助成金額 10万円 (1件あたりの上限額) | 協働まちづくり推進課 (教育・人権啓発担当) 電話番号 (06) 6576 - 9940 |
| | 不登校児童(生徒)の居場所、もしくは、不登校の子どもの保護者のエンパワメントの場の提供や啓発活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 4 | 新たな地域活動の担い手を創出する活動 | ■助成金額 15万円 (1件あたりの上限額) | 協働まちづくり推進課 (市民活動推進担当) 電話番号 (06) 6576 - 9734 |
| | 若い世代等が、わがまちや地域活動に関心を持ち、それぞれのネットワークを活用しながら他世代と交流する活動や地域課題等の解決に向けた活動に助成を行う。 | ■募集件数 3件 | |

7 大正区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|------------------------------|---|
| 1 | 高齢者と子どものふれあいサロン事業 | ■助成金額 25万円 (1件あたりの上限額) | 地域課 (地域担当) 電話番号 (06) 4394 - 9743 |
| | ふれあい喫茶等のメニュー・実施時間帯の拡充等により、高齢者や子どもが集える世代間交流の場づくりを進める事業に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 2 | 地域のつながりづくり促進事業 | ■助成金額 30万円 (1件あたりの上限額) | 地域課 (地域担当) 電話番号 (06) 4394 - 9743 |
| | 地域の様々な人が集い、つながりやふれあいの感じられるまちづくりのきっかけとなる交流会等を開催する事業に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 3 | 居場所づくり等活動事業 | ■助成金額 20万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 4394 - 9857 |
| | 「子ども食堂」等の子どもの居場所、高齢者や障がいのある人等、地域の様々な人が立ち寄れる居場所づくりや交流会を行う事業に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 4 | 地域福祉の拠点づくり支援事業 | ■助成金額 50万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 4394 - 9857 |
| | 区民の福祉・健康づくりを支えるボランティアの育成等、地域福祉活動の新たな担い手育成の拠点づくりを行う事業に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |

8 天王寺区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|------------------------------|--|
| 1 | 天王寺区の歴史・文化を活用した世代間交流のための住民主体の活動 | ■助成金額 35万円 (1件あたりの上限額) | 市民協働課 (シティ・プロモーション担当) 電話番号 (06) 6774 - 9913 |
| | 天王寺区の歴史・文化を活用し、多くの人でにぎわう世代間交流のための住民主体の活動に対して助成を行う。 | ■募集件数 3件 | |
| 2 | 障がい児等の支援を要する子ども及び保護者の交流・啓発活動 | ■助成金額 20万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉サービス担当) 電話番号 (06) 6774 - 9892 |
| | 障がい児等の支援を要する子ども及び保護者同志の交流活動や、障がい等についての理解を深めるための啓発活動に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |

9 浪速区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|------------------------------|---|
| 1 | 外国人住民との交流、ふれあい活動 | ■助成金額 20万円 (1件あたりの上限額) | 市民協働課 (市民協働担当) 電話番号 (06) 6647 - 9734 |
| | 増え続ける外国人住民との相互理解を深めるために、地域住民との交流会や、情報共有、相互の情報発信等を行う活動に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 2 | 住民同士の新たなつながり交流、ふれあい活動 | ■助成金額 40万円 (1件あたりの上限額) | 市民協働課 (市民協働担当) 電話番号 (06) 6647 - 9734 |
| | 転出入が激しく、毎年多くの住民が入れ替わるなか、新たな住民が地域活動に参画できるような「つながり」を生むことを目的とした活動に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 3 | 認知症の高齢者を介護する家族の交流活動・啓発活動 | ■助成金額 35万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (連絡調整担当) 電話番号 (06) 6647 - 9857 |
| | 認知症の高齢者を介護する家族同士や支援ボランティア等との交流を図りながら、認知症に対する理解を深めるための交流・啓発活動に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 4 | 子どもの居場所づくり・生活環境向上活動 | ■助成金額 30万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (連絡調整担当) 電話番号 (06) 6647 - 9857 |
| | 子ども食堂や放課後の宿題を行うスペース等、地域における子どもの居場所づくりを目的とした活動、または、衣服・文具や入浴の提供等子どもの生活環境の向上に資する活動に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |

10 西淀川区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|------------------------------|---|
| 1 | 外国にルーツを持つ小学生等を対象とした生活・学習サポートを行う活動支援事業 | ■助成金額 65万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉管理担当) 電話番号 (06) 6478 - 9857 |
| | 外国にルーツを持つ小学生等への生活・個別学習サポートを継続的に実施する活動に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 2 | 子ども・障がい児(者)・高齢者の居場所づくり活動支援事業 | ■助成金額 10万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉管理担当) 電話番号 (06) 6478 - 9857 |
| | 様々な手法を用いて、子ども・障がい児(者)・高齢者の居場所(子ども食堂を含む)づくりを行う活動に対して助成を行う。 | ■募集件数 6件 | |

11 淀川区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|------------------------------|---|
| 1 | 居場所づくり支援事業 | ■助成金額 15万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (保健福祉担当) 電話番号 (06) 6308 - 9857 |
| | 子ども食堂や宿題広場等の子どもの居場所や、高齢者や障がい者が身近な地域において参加できるカフェやサロン等、子ども、高齢者や障がい者等の居場所づくりや交流を目的とした活動に助成を行う。 | ■募集件数 7件 | |
| 2 | 世代や地域を越えた、住民同士の新たなつながりづくりに関する活動 | ■助成金額 10万円 (1件あたりの上限額) | 市民協働課 電話番号 (06) 6308 - 9734 |
| | 転出入が多い淀川区の地域特性を反映し、新たな住民が地域活動に参加できるきっかけとなるような「つながりづくり」の活動に助成を行う。 | ■募集件数 2件 | |

12 東淀川区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|------------------------------|--|
| 1 | 子育て支援・親子の居場所づくり事業 | ■助成金額 28万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (子育て・教育担当) 電話番号 (06) 4809 - 9822 |
| | 地域の身近なところで、子どもたちや親同士が集まって交流し、学びの機会や親子での取組み等を行うことができる居場所づくりと子育て支援を行う活動に助成を行う。 | ■募集件数 3件 | |
| 2 | 地域密着型ボランティア育成事業 | ■助成金額 36万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域協働まちづくり担当) 電話番号 (06) 4809 - 9826 |
| | 身近な地域(町会単位程度)や校区等の地域において、共助の担い手(ちょっとしたボランティア)づくりを行う活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |

13 東成区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 子どもや高齢者、障がい者等の居場所づくり事業 | 【A】 ■助成金額 75万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 6977 - 9857 |
| | 子どもや高齢者、障がい者を対象に、安心して学習、食事、レクリエーション等の交流等を行い、地域とつながりができる居場所づくりを行う活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| | *応募にあたっては、事業計画・事業費等を勘案し、右記の【A】または【B】を選択してください。 | 【B】 ■助成金額 25万円 (1件あたりの上限額) | |
| | | ■募集件数 2件 | |

14 生野区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|------------------------------|---|
| 1 | 子どもの「居場所」開設事業 | ■助成金額 50万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉サービス担当) 電話番号 (06) 6715 - 9857 |
| | 当区では「居場所」と「持ち場」のあるまちづくりをめざしており、特に貧困の連鎖を断ち切るため、課題を抱え、孤立・困窮する子どもの「居場所」として、食事・遊び・学び等を定期的に提供できる場を新規に開設する経費に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 2 | 地域交流サロンづくり事業 | ■助成金額 15万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉サービス担当) 電話番号 (06) 6715 - 9857 |
| | 百歳体操等の運動や、多世代交流の契機となるレクリエーションや喫茶、学習支援も行う子ども食堂等、地域に即した活動を行い、赤ちゃんから高齢者まで性別・障がいの有無・国籍等に関わらず地域の誰もが立ち寄り参加でき、また年齢や専門知識の有無等に関わらず活動の拠点となる居場所を、地域住民が自主的に立ち上げ、もしくは、活動内容の拡充に対して助成を行う。 | ■募集件数 5件 | |

15 旭区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|--------------------------------|---|
| 1 | 「子ども食堂」開設助成事業 | ■助成金額 27.5万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (保健・子育て支援担当) 電話番号 (06) 6957 - 9018 |
| | 経済的な事情等がある子どもに、食事や居場所の提供を行う「子ども食堂」を、旭区内で開設しようとする団体に対し、新規に開設する経費の助成を行う。 | ■募集件数 2件 | |
| 2 | 「子ども食堂」拡充・定着支援助成事業 | ■助成金額 10万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (保健・子育て支援担当) 電話番号 (06) 6957 - 9018 |
| | 現在、経済的な事情等がある子どもに、食事や居場所の提供を行っている「子ども食堂」に対し、受入人数の拡大等、活動が地域で定着するために必要となる経費の助成を行う。 | ■募集件数 7件 | |

16 城東区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|------------------------------|---|
| 1 | 子どもの居場所づくり等活動事業 | ■助成金額 25万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 6930 - 9142 |
| | 子ども食堂、学習支援、地域との交流の場等、子どもたちが安心して立ち寄れる居場所づくりを行う活動に助成を行う。 | ■募集件数 3件 | |
| 2 | 地域福祉の拠点づくり事業 | ■助成金額 50万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 6930 - 9142 |
| | 百歳体操の運動等、高齢者の介護予防や認知症予防に寄与する活動や、高齢者や障がい者・子育て世代等の様々な地域住民が交流し、関係機関との連携を図ることで福祉サービスの提供や地域とのつながりを目的とした交流の場づくりに助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |

17 鶴見区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|------------------------------|--|
| 1 | こどもの居場所づくり等活動事業 | ■助成金額 23万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (子育て支援担当) 電話番号 (06) 6915 - 9107 |
| | 区内のひとり親家庭や生活困窮者世帯をはじめ、放課後に居場所のない子どもたちが、遊んだり、学習したり、交流できる居場所づくりの活動に助成を行う。 | ■募集件数 5件 | |
| 2 | 高齢者など誰もが参加できる居場所づくりに関する活動 | ■助成金額 5万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (高齢者支援担当) 電話番号 (06) 6915 - 9098 |
| | 高齢者など誰もが集える環境を整備するため、区内各地域で実施または実施を予定されているサロン活動等の居場所づくりに助成を行う。 | ■募集件数 2件 | |

18 阿倍野区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|------------------------------|---|
| 1 | 子ども食堂（子どもの居場所づくり） | ■助成金額 20万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 6622 - 9857 |
| | 地域の人々が共に支えあって生活できる社会づくりをめざし、地域の子ども達やその保護者が、出会い、ふれあい、交流し、仲間づくりや情報を共有できる場所を提供する活動に助成を行う。 | ■募集件数 2件 | |
| 2 | 不登校児等の居場所づくり | ■助成金額 20万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 6622 - 9857 |
| | 不登校児・軽度発達障がい児等が安心して「ありのままの自分で居られる」「自分と向き合える」ことができる居場所を提供し、子ども達が自主的に計画した活動等の実施や保護者の集いの場、講演会等を行う活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 3 | 地域食堂（地域の誰もが集える居場所づくり） | ■助成金額 30万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 6622 - 9857 |
| | 地域の人々が共に支えあって生活できる社会づくりをめざし、地域の誰もが集える食堂を開催し、そこに集った幼児から高齢者までの幅広い世代が、出会い、ふれあい、交流し、仲間づくりや情報を共有できる場所を提供する活動に助成を行う。 | ■募集件数 2件 | |

19 住之江区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|------------------------------|---|
| 1 | 地域における見守り活動の体制づくり | ■助成金額 30万円 (1件あたりの上限額) | 協働まちづくり課 (地域支援担当) 電話番号 (06) 6682 - 9832 |
| | 小学校区単位、もしくは、中学校区単位程度の地域において、地域住民による組織的な見守り活動を行う体制づくりのための、定期的な会議の開催や、支援が必要な高齢者等が気軽に相談できる場所づくり等の活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 2 | 住之江区で子どもが育つための情報収集と発信 | ■助成金額 50万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (子育て・地域福祉担当) 電話番号 (06) 6682 - 9906 |
| | 住之江区の子どもや子育て世代に役立つ民間視点の情報収集、情報発信、交流の場の創出、研修会や講演会等を行う活動に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 3 | 地域における高齢者の住居等の見守りボランティア活動 | ■助成金額 30万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (子育て・地域福祉担当) 電話番号 (06) 6682 - 9906 |
| | 高齢者が独居世帯になったり、入院や施設入所することにより、住居の安全面等の課題を持つ可能性が高まる。そのような住居を地域のボランティアが中心となって見守り、簡易なメンテナンスを行うことで、住居所有者の地縁を絶やさないと共に、地域の住環境を自ら守る機運を高める活動に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |

20 住吉区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|--|------------------------------|---|
| 1 | 「子ども・高齢者の居場所づくり」支援助成事業 | ■助成金額 30万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6694 - 9857 |
| | 経済的な事情やひとり親、共働き等の事情で食事の支度がままならない等、様々な事情を抱える子どもたちに低価格で食事を提供する活動や、学びや遊びの居場所を提供する活動、高齢者が立ち寄れる居場所づくりや交流会を提供する活動に助成を行う。 | ■募集件数 4件 | |

21 東住吉区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|------------------------------|---|
| 1 | 地域施設等を活用した居場所づくり推進事業 | ■助成金額 50万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 4399 - 9851 |
| | 地域の集会所等を活用して、高齢者・子ども・障がい者等、様々な地域住民が交流できる居場所を新規開設する経費に助成を行う。 | ■募集件数 2件 | |
| 2 | 地域のつながり促進事業 | ■助成金額 5万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 4399 - 9851 |
| | つながりやふれあいを感じられるまちづくりのきっかけとなる交流会や、地域の様々な人が集える場等を提供する活動に助成を行う。 | ■募集件数 3件 | |
| 3 | 子ども食堂活動助成事業 | ■助成金額 10万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (福祉担当) 電話番号 (06) 4399 - 9851 |
| | 経済的な事情やひとり親で食事の支度がままならない等、様々な事情を抱える子どもたちに、低価格で食事を提供する活動に対して助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |

22 平野区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|------------------------------|---|
| 1 | 子ども・高齢者・障がい者等の居場所づくり推進事業 (新規立上げ等) | ■助成金額 20万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 4302 - 9857 |
| | 子ども(子育て世帯)・高齢者・障がい者等が集い、交流等する居場所づくり事業に対して、新規に開設する経費、もしくは、その立ち上げに向けた講座や勉強会等に助成を行う。 | ■募集件数 2件 | |
| 2 | 子ども・高齢者・障がい者等の居場所活動定着支援事業 (活動開始後3年未満の団体向け) | ■助成金額 10万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 4302 - 9857 |
| | 子ども(子育て世帯)・高齢者・障がい者等が集い、交流等する居場所活動に対して、安定した継続運営や、参加者が安心して利用できる環境整備等、定着や拡充に助成を行う。 | ■募集件数 4件 | |
| 3 | 住民同士の支えあい活動支援事業 | ■助成金額 30万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 4302 - 9857 |
| | 地域住民が、地域での住民同士の支えあいやボランティア活動に参加しやすいしくみづくりや、支えあいの担い手同士のネットワーク構築等を行う活動の新規立上げ、定着、拡充に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |
| 4 | ボランティア(地域社会貢献)活動定着支援事業 (活動開始後3年未満の団体向け) | ■助成金額 15万円 (1件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 4302 - 9857 |
| | 少子高齢化が進行するなか、地域を支える等の社会貢献をするボランティア活動の推進やネットワークの拡充等に向けて、学生等を含めたボランティア(地域社会貢献)活動の定着や拡充に助成を行う。 | ■募集件数 1件 | |

23 西成区

| | 助成事業名／事業内容 | 助成金額／募集件数 | 募集担当課 |
|---|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 子どもたちの交流・体験活動支援事業 | ■助成金額 25 万円 (1 件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6659 - 9857 |
| | 地域の子どもたちや親同士が集まって、誰もが参加しやすい交流会や体験活動の企画・運営を行う等、子育て世帯が地域でのつながりを深める活動に助成を行う。 | ■募集件数 3 件 | |
| 2 | 人と人とのつながりの場づくり事業 | ■助成金額 20 万円 (1 件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6659 - 9857 |
| | 子どもから高齢者まで、誰でも集うことができる場を提供し、地域住民や他世代の交流を図る等、地域のつながりづくりを進める活動に助成を行う。 | ■募集件数 1 件 | |
| 3 | 中学生・高校生の居場所づくり事業 | ■助成金額 30 万円 (1 件あたりの上限額) | 保健福祉課 (地域福祉担当) 電話番号 (06) 6659 - 9857 |
| | 中学生・高校生を対象に、エンパワーメントを醸成する語ろう会及びスポーツ大会等の居場所づくりを行う活動に助成を行う。 | ■募集件数 1 件 | |

よくあるお問い合わせ

■申請手続き

Q1：申請には何を提出するのですか？

A1：交付申請書類（一式）を1部（原本）、電子ファイルにした交付申請書類（第1号様式、別紙1-1、1-2、1-3、2-1、2-2）を格納したCD-ROMを1枚提出してください。

なお、CD-ROMの提出に代えて、メールにて大阪市ボランティア・市民活動センター宛てに提出することもできます。 *詳しくは、P4「■提出書類等」をご参照ください。

Q2：パソコンが使えず、電子ファイルを作成できませんが、どうすればいいですか？

A2：大阪市ボランティア・市民活動センターまでご相談ください。

Q3：住民票（写）または法人登記簿謄本は、コピーでも申請できますか？

A3：できません。必ず、原本で、発行から3か月以内のものを提出してください。

Q4：区役所募集担当課の確認を受けずに申請できますか？

A4：できません。区役所募集担当課の確認を受けた交付申請書類を申請時に提出する必要がありますので、申請を行う前に、必ず、確認を受けてください。

Q5：郵送による申請はできますか？

A5：できません。必ず、大阪市ボランティア・市民活動センターの窓口にて申請してください。

Q6：代理人による申請はできますか？

A6：できます。但し、申請時に担当者による詳細な確認を行いますので、申請内容を熟知している方が申請にお越しくください。

Q7：申請受付期間をうっかり忘れていました。（申請受付期間中に書類が整いませんでした。）

A7：受付できません。必ず、申請受付期間中に提出してください。

Q8：前年度も本基金から助成金を受けましたが、今年度も申請できますか？

A8：できます。但し、「区の実情に応じた助成事業」による助成は、連続3年に限ります。

Q9：自主財源（自己負担金）は必要ですか？

A9：必要です。助成金額の10%以上の自主財源が必要となります。

■助成対象経費について

Q10：講師謝礼として菓子折り等の物品を渡した場合は、助成対象経費になりますか？

A10：物品（金券を含む）や菓子折り等の謝礼は経費として認められません。

Q11：助成事業を手伝う外部のボランティアに交通費、弁当代、謝礼を渡したいのですが、助成対象経費になりますか？

A11：実費相当額の交通費は経費として認められますが、弁当代や謝礼は認められません。

Q12：会議でのお茶やお茶菓子は、助成対象経費になりますか？

A12：お茶、お茶菓子、お弁当等の飲食費は経費として認められません。

Q13：インターネットのプロバイダ料、ホームページ運営費は、助成対象経費になりますか？

A13：インターネットのプロバイダ料、ホームページ運営費は経費として認められません。
但し、助成事業にかかるホームページの作成費は経費として認められることがあります。

Q14：見積書は必要ですか？

A14：1社に支払う金額が20万円以上となる場合は、2社以上から見積書を取得してください。
なお、改修を伴う申請の場合は、金額に関わりなく2社以上から見積書を取得してください。

■ 助成金の交付について

Q15：交付（不交付）はいつ決定されるのですか？

A15：大阪市ボランティア活動振興基金運営委員会（2019年6月上旬開催予定）にて審査・決定を行い、6月中旬頃（予定）に各申請団体に「交付（不交付）決定通知書」を郵送します。

Q16：助成金はいつ振り込まれるのですか？

A16：2019年7月中旬頃の予定です。「交付決定通知書」に同封する「交付請求書」等を提出していただき、同請求書等の記載内容と7月開催予定の交付式への参加を確認した後、振り込みの手続きをします。

Q17：団体名義の銀行口座がありません。代表者（個人）の口座に振り込みをしてもらえますか？

A17：助成金は、団体名義の口座に限り、振り込みを行います。なお、交付決定通知を受けてから団体名義の口座を開設する等、「交付請求書」等の提出期限までに団体名義の口座を用意できない場合は、事前に、大阪市ボランティア・市民活動センターまでご相談ください。

■ 事業内容の変更

Q18：交付決定後に申請事業の内容や予算を変更してもよいですか？

A18：原則、変更はできません。やむを得ない事情により、申請事業の内容や予算の変更を行う場合は、事前にその旨の申し出を行い、承認を得る必要があります。承認を受けずに変更した、正当な理由なく変更した場合、助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。
助成事業を実施する中で、上手く事業が進まない等何かありましたら、早い段階で、大阪市ボランティア・市民活動センターまでご相談いただければ、アドバイスや他事例の紹介もできます。
まずは、大阪市ボランティア・市民活動センターまでご相談ください。

■ 完了報告

Q19：領収書のあて名等、領収書を発行してもらう際に注意すべき点はありますか？

A19：事業完了報告書へは、必ず、支払日があり、かつ、何を購入したのかわかる領収書が必要です。

そのため、支払日（発行日）、あて名には「団体名」、但し書きには「品名・数量等」を記載した領収書を発行してもらってください。

なお、発行者の欄は、発行者の名称・所在地・社印（公印）が記載・押印されていることを確認してください。発行者が個人の場合は、氏名・住所を発行者が自署し、認印が押印されていることを確認してください。

Q20：助成金が交付される前に、事業にかかる物品等を購入した場合、事業完了報告はどうすればいいですか？

A20：申請時に認定された助成対象経費であって、事業実施期間（2019年4月1日～2020年3月31日）に経費支出が完了したものは、助成対象経費に計上することができます。事業完了報告の際には、必ず、「領収書等の支出証拠書類」を付けてください。

Q21：クレジットカードを使用して事業にかかる物品等を購入した場合、事業完了報告書はどうすればいいですか？

A21：個人名義で発行された領収書の場合は、助成対象経費に計上できません。事業完了報告の際には、「団体名義で発行された領収書」と「購入明細書」を付けてください。

Q22：領収書がない場合、事業完了報告書はどうすればいいですか？

A22：領収書がない場合は、助成対象経費に計上できません。事業完了報告の際には、必ず、「領収書等の支出証拠書類」を付けてください。「謝金」や「交通費」等の場合も領収書や受領書等の確認できる資料等が必要です。

Q23：講師謝金の領収書は、どのようなものが必要ですか？

A23：領収書（受領書）は、市販品や団体で作成されたもので構いませんが、発行者の欄は、必ず、受取人が氏名・住所を自署し、認印を押印したものが必要となります。

■ その他

Q24：交付式に参加できない場合、どうすればいいですか？

A24：別の日程で参加していただきます。

また、交付式の参加に要した交通費は、助成対象経費として計上することができます。

なお、交付式に参加されなかった場合は、助成金の交付は行いません。

交付申請書等様式

(第1号様式)

平成 年 月 日

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会会長 様

(ふりがな)

団体名

〒

所在地

(ふりがな)

代表者

印

平成31(2019)年度 大阪市ボランティア活動振興基金

区の実情に応じた助成事業
助成金交付申請書

下記のとおり平成31(2019)年度助成金の交付を受けたいので別紙関係書類を添えて申請します。
なお当団体は、大阪市ボランティア活動振興基金助成金交付実施規程の内容に相違ありません。

1 申請金額

円

2 申請する事業名称(該当事業をご記入ください)

| 区名 | 募集番号 | 助成事業名 |
|----|------|-------|
| 区 | | |

※この助成事業は、「区の実情に応じた助成事業」助成要領の「各区募集事業」に記載されている
区内での活動に限ります。

3 事業実施拠点

必ず裏面で提出書類を確認してください。

※ 区の実情に応じた助成事業(区役所 事前確認欄)

| | | |
|-----------------------|---|--------|
| 区役所 事前確認日 平成 年 月 日 | 担当部署 : _____ 担当者 : _____ 電話番号 : _____ <input type="checkbox"/> 申請する事業が、当区が募集する助成事業に合致することを確認しました。 | 市社協受付印 |
|-----------------------|---|--------|

4 提出書類の一覧

※提出前に、申請に必要な資料が揃っていることを確認し、下の欄に☑を入れてください。

※資料が揃っていない場合や書類に不備がある場合（記入漏れ等）、書面から活動内容が読み取りにくい場合等は、審査時に不利になります。

【共通の書類】*申請に必要な項目にチェック☑をしていること

| チェック | 種 類 | 市社協 確認欄 | 備 考 |
|-----------------------------|-----------------------------------|------------|--|
| <input type="checkbox"/> 1 | 「区の実情に応じた助成事業」 助成金交付申請書（第1号様式） | | |
| <input type="checkbox"/> 2 | 事業計画書Ⅰ（別紙1-1） | | 団体概要（応募団体の概要がわかること） |
| <input type="checkbox"/> 3 | 事業計画書Ⅱ（別紙1-2） | | 活動計画書（応募事業の内容が読み取れること） |
| <input type="checkbox"/> 4 | 事業計画書Ⅲ（別紙1-3） | | 実施スケジュールが読み取れること |
| <input type="checkbox"/> 5 | 事業収支予算書（別紙2-1） | | 事業予算の収支がわかること |
| <input type="checkbox"/> 6 | 規約または会則、定款のいずれか | | 法人の場合は定款 |
| <input type="checkbox"/> 7 | 役員名簿 | | 役員の記入があること |
| <input type="checkbox"/> 8 | 前年度事業報告 | | 団体のもの *様式は問いません |
| <input type="checkbox"/> 9 | 前年度決算書 | | *決算前の場合は見込みのもの（決算後に本書を提出） |
| <input type="checkbox"/> 10 | 活動内容のわかる資料 | | ホームページや機関誌・チラシなどの発行物など |
| <input type="checkbox"/> 11 | 法人登記簿謄本 *任意団体は代表者の住民票 | | 3ヶ月以内のもので原本 |
| <input type="checkbox"/> 12 | 収支予算書（団体総予算） （別紙2-2） | | *既存書類可 |
| <input type="checkbox"/> 13 | 改修・整備を行う場所の写真、改修 後の図面 | | ※改修・整備をともなう申請の場合のみ *任意書類可 |
| <input type="checkbox"/> 14 | 改修・整備にかかる見積書 *2社以上の比較見積 | | ※改修・整備をともなう申請の場合のみ |
| <input type="checkbox"/> 15 | 電子ファイル（ワード・エクセル形式） | | <input type="checkbox"/> メール または <input type="checkbox"/> CD-ROM |

◆申請の前に助成要領を必ずお読みください。

◆ご不明な点は、大阪市ボランティア・市民活動センター 助成金担当 TEL 06-6765-4041

（開館：月水金9：30～20：30、火木土9：30～17：00 休館：日・祝）までお問合せください。

| | |
|-----------|--|
| 助成 事業名 | |
|-----------|--|

平成31(2019)年度大阪市ボランティア活動振興基金交付申請事業計画書(Ⅰ)

<注意事項> 1 連絡先は、平日の昼間でも連絡がとれるように必要であれば自宅以外の電話番号も記入してください。
2 □の欄は、該当するものに☑を入れてください。

団体概要 ※簡潔に記載してください

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---|-------|----------|----------------------|---------|-------|
| 申請者 *問い合わせ 書類送付 先となる箇 所に☑ | ふりがな | | | | | | |
| | 団体名 | | | | | | |
| | 所在地 (建物名まで記入) | 〒 _____ (最寄駅: _____) | | | | | |
| | TEL () _____ FAX () _____ E-mail _____ | | | | | | |
| | 氏名(ふりがな) _____ () | | | | | | |
| 申請者 の概要 | □代表者 | 〒 _____ TEL () _____ FAX () _____ E-mail _____ | | | | | |
| | □担当者 | 氏名(ふりがな) _____ () 〒 _____ TEL () _____ FAX () _____ E-mail _____ | | | | | |
| | 設立年月日 | □昭和 □平成 _____年 _____月 _____日 | | | | | |
| | 法人格 | □有 *法人名〔 _____ 法人〕 □無 | | | | | |
| | 会員数 | _____人 ※5人以上 | | 会費 | □有 □年 □月 _____円/人 □無 | | |
| 定期的会合 | □有 *頻度(_____)回 / □月・□年 □無 | | | | | | |
| ホームページ | □有 □無 | ブログ | □有 □無 | Facebook | □有 □無 | Twitter | □有 □無 |
| 機関紙等の発行 | □有 □無 (_____)回発行/□年・□月 *この申請書の資料として添付してください | | | | | | |
| 主な活動内容・ 団体の強み | | *企業等が中心となって行う福祉ボランティア活動団体育成支援事業は団体の特色(企業や商店・勤労者等がリーダーとなる)を具体的に記入してください 【活動内容】 【団体の強み】 | | | | | |
| *活動状況のわかる資料添付 (機関紙・チラシ・パンフレット・写真等) | | 年度 | 助成事業名 | 助成金額 | 申請内容 | | |
| | | □28年度 | | | | | |
| | | □29年度 | | | | | |
| | | □30年度 | | | | | |
| 大阪市ボランティア活動振興基金受領実績 □ある □ない | | <input type="checkbox"/> 受領予定 助成団体名 _____ 助成事業名 _____ <input type="checkbox"/> 受けない (_____) (_____) | | | | | |

| | |
|-----------|--|
| 助成 事業名 | |
| 団体名 | |

平成 3 1 (2019)年度 大阪市ボランティア活動振興基金交付申請事業計画書 (Ⅱ)
事業計画書 * 簡潔に1ページに収まるように記載してください

| | |
|-----------------------|--|
| 事業名 | |
| 実施期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 実施場所 | 建物名： 所在地： |
| テーマ (取り組む 地域課題) | * 福祉の視点から記入してください |
| 事業実施内容 | * 事業の内容や特徴、事業対象者、周知方法など福祉の視点から具体的に記入してください |
| 期待される効果 | |
| 地域との連携 | * 事業実施に際し、地域との協力体制(市民参画)などについて記入してください |
| 事業の継続性・ 発展性 | * 事業継続のための財源や人材など資源の確保、展望について記入してください |
| 事業の実現性① (準備状況) | * どのような資源(協力先との調整や実施体制、設備面など)、地域との関係などをどの程度確保しているか記入してください |
| 事業の実現性② (資金面) | * 他の財源(助成金名や寄付金名)や金額を記入してください |

| | |
|-----------|--|
| 助成 事業名 | |
| 団体名 | |

平成31(2019)年度 大阪市ボランティア活動振興基金交付申請事業計画書(Ⅲ)

実施スケジュール *1ヵ月ごとに箇条書きで具体的に記入してください

| | |
|-----|--|
| 4月 | |
| 5月 | |
| 6月 | |
| 7月 | |
| 8月 | |
| 9月 | |
| 10月 | |
| 11月 | |
| 12月 | |
| 1月 | |
| 2月 | |
| 3月 | |

| | |
|-----------|--|
| 助成 事業名 | |
| 団体名 | |

平成31(2019)年度 大阪市ボランティア活動振興基金交付申請事業収支予算書

平成31(2019)年4月1日 ~ 2020年3月31日

収入の部

| 科 目 | 内 容 | 金 額 |
|-------------------|-----------------|-----|
| 助成金 | 大阪市ボランティア活動振興基金 | |
| その他の助成金 | | |
| 自主財源 | | |
| ※助成金の 10%以上が必須 | | |
| 合 計 A (A = B) | | 0 |

支出の部

| 科 目 | 内 容 (品名・単価・数など具体的に) | 金 額 |
|----------------------------|---------------------|-----|
| 助成対象経費 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 小計① [助成金 + (助成金の10%)以上の金額] | | 0 |
| 助成対象外経費 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 小計② | | 0 |
| 合 計 B (① + ②) | | 0 |

| | |
|-----------|--|
| 助成 事業名 | |
| 団体名 | |

平成31(2019)年度収支予算書
(団体総予算)

平成31(2019)年4月1日～2020年3月31日

※ 既存の予算書を提出いただいても結構です

※ 申請事業を含む、団体の年間の予算額を記入してください

収入の部

| 科 目 | 内 容 | 金 額 |
|------------------|-----------------|--------|
| 助成金 | 大阪市ボランティア活動振興基金 | |
| その他の助成金 | | |
| 自 主 財 源 | 会費等収入 | |
| | 事業収入 | |
| | その他の収入 | |
| | 繰越金 | 前年度繰越金 |
| 合 計 | | 0 |

支出の部

| 科 目 | 内 容 | 金 額 |
|------|--------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 支出合計 | 小計 | 0 |
| 繰越金 | 次年度繰越金 | 0 |
| 合 計 | | 0 |

大阪市ボランティア活動振興基金助成金交付実施規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪市ボランティア活動振興基金（以下「基金」という。）規程第6条に基づき、福祉ボランティア活動振興のための事業に対し助成金を交付するに必要な事項を定める。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、大阪市内で福祉ボランティア活動（自助活動を除く。）又は、その振興を行う者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの、営利を目的とするもの、法令や公序良俗に反する活動を行っているもの、暴力団もしくはその構成員の統制下にあるものは除く。

- (1) 社会福祉法人その他法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しない団体で社会福祉活動に実績のあるもの（次号に掲げるものを除く。）
- (3) 社会貢献部門がある、または、担当者がいる企業等

(助成の対象事業、対象経費及び助成額)

第3条 助成金の交付の対象となる事業、経費及びその助成額は、別表のとおりとする。

- 2 別表に定める事項については、大阪市ボランティア活動振興基金助成金交付実施規程第4条から第7条に基づき、基金運営委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

(助成金交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、基金助成金交付申請書（第1号様式）に所定の書類を添付し、別に定める期日までに、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会長に提出しなければならない。

(審 査)

第5条 市社協会長は、前条の申請があったときは、大阪市ボランティア活動振興基金規程第8条に基づき、審査を委員会に諮らなければならない。

- 2 委員会は、次に掲げる事項に適合するかを審査し、助成の可否を決定する。なお、必要な場合は選考を行う。
 - (1) 助成の対象となる事業（以下「当該事業」という。）の目的が適切であり、かつ、その実施が可能と認められること
 - (2) 当該事業が営利を目的としない事業であること
 - (3) 当該事業に対して、地方公共団体の助成金並びにその他の公的助成を受けていないこと
 - (4) 当該事業は、宗教活動や政治活動を目的としない事業であること
- 3 市社協会長は、申請者に対し、基金助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、審査結果を通知しなければならない。

(助成金交付の条件)

第6条 前条による助成金交付の決定に当たっては、助成の目的を達成するために必要があると認めるときは、委員会は必要な条件を付することができる。

(助成金の請求及び交付)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、助成金交付決定通知書を受理した日から30日以内に基金助成金交付請求書（第3号様式）により、市社協会長に対し、助成金の交付の請求を行わなければならない。

- 2 市社協会長は、前項の請求があったときは、請求内容を点検のうえ、速やかに助成金を交付しなければならない。

(実施状況報告)

第8条 市社協会長は、必要と認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、事業実施中間報告書の提出及び状況説明を求めることができる。

(事業完了報告書)

第9条 助成金の交付を受けた者は、事業の完了後30日以内に、基金助成事業報告書(第4号様式)を、市社協会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 市社協会長は、助成金の交付を受けた者が災害その他特別の事由による場合を除き、正当な理由がなく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部につき、金額及び期日を指定して返還を求めることができる。

- (1) 当該事業を実施する意志が認められないとき
- (2) 当該事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を助成対象の事業以外に使用したとき
- (4) 第6条の規定により付された条件に違反したとき
- (5) 第8条又は第9条の規定による報告を行わないとき
- (6) 第4条の申請内容に虚偽があったとき
- (7) その他、基金の社会的信用を損ねる恐れがある場合等、委員会が不適切と判断したとき

(委員会への報告)

第11条 市社協会長は、第8条若しくは第9条による報告を受けたとき、又は第10条による返還措置を行ったときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

(会計帳簿等の整備)

第12条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収入及び支出を明らかにした帳簿その他の書類を整備し、当該事業年度の翌年から起算して、5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めのない事項については、委員会の議決を経て、委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和56年12月1日から施行する。

この規程は、昭和59年12月4日から改正する。

この規程は、昭和61年6月27日から改正する。

この規程は、平成元年7月3日から改正する。

この規程は、平成元年12月11日から改正する。

この規程は、平成5年6月17日から改正する。

この規程は、平成12年6月26日から改正する。

この規程は、平成15年4月1日から改正する。

この規程は、平成17年12月22日から改正する。

この規程は、平成23年1月1日から改正する。

この規定は、平成27年8月6日から改正する。

MEMO

A large, empty rectangular box with rounded corners and a blue border, intended for writing a memo.

大阪市ボランティア・市民活動センター

【所在地】大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター1階

【電話番号】06-6765-4041 【FAX番号】06-6765-5618

【受付時間】月・水・金 9:30～20:00、火・木・土 9:30～17:00

【E-mail】ocvac@osaka-sishakyo.jp

【ホームページ】<http://www.osakacity-vnet.or.jp/kikin/index.html>

大阪市ボランティア・市民活動センターでは、ホームページのリニューアルを予定しています。
上記のURLにアクセスできない場合は、検索エンジンで「大阪市ボラ基金」と検索のうえ、
対象ページを表示してください。

大阪市ボラ基金

検索

【アクセス】Osaka Metro 谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅 または 近鉄電車「大阪上本町」駅

11番出口から東へ250m

